

平成30年12月

相指名業者への下請発注について

東郷町 総務部 総務財政課

- 本町の締結する契約等において、競争関係にあるべき相指名業者（同一の入札等に参加する他の業者をいう。指名競争入札・随意契約において指名され、事前に辞退した業者を除く。）への下請発注について、建設業法始め各法令等において禁止する規定はありませんが、このような場合について本町としましては、入札談合や事前の利益供与等公正な競争入札を阻害する恐れがあると考えております。
- 町民を始め第三者から、万が一そのような事態が疑われ説明を求められた場合には、受注者（元請業者）のみならず、発注者である本町においても相指名業者への下請発注の必要性・理由等について、明確かつ十分に説明をする責任があると考えております。
- 従いまして、本町から工事等を受注した際には、相当な理由（※）がない場合、相指名業者への下請発注について、避けるようお願いします。
- また、相当な理由により相指名業者への下請発注を行おうとする場合には、その下請け発注の必要性・理由・金額・内容等について、事前に当該工事の担当課に対し、書面等により明確かつ十分に説明を行い、承認を得る等適切な対応に努めていただきますようお願いいたします。

※… 相当な理由の例

- ① 当該工事等に近接又は関連する他の工事を相指名業者が受注しており、工事の現場状況、工程管理、安全管理等において、相指名業者が施工することが望ましい場合。
- ② 地域性等を勘案し、相指名業者を下請負人とするにやむを得ない場合。
- ③ 特殊性が高い工事で、相指名業者以外に施工できる業者がない場合。